

3 市町村アンケート

市町村アンケートは、県内の市町村に対して、景観資源や景観に関する取組み等について調査したものであり、各市町村の都市計画・景観形成に関連した担当課へのアンケート内容及び結果は以下の通りである。

時 期：平成17年9月

対象市町村：岡山県32市町村のうち、30市町村（景観行政団体の岡山市、倉敷市を除く）

回答市町村：新見市以外の29市町村（平成17年10月末時点）

3-1 アンケート内容

アンケートの内容は大きく7項目について行った。

（1）景観資源

景観的に優れていて、守り育てていきたい景観を、自然的景観、都市的景観、歴史的景観の観点からから、具体的な名称、所在地を記入する。

（2）新たな景観形成

今後積極的に形づくっていききたい景観について、公園や道路、公共建築物などの公共施設、民間建築物、住宅地、工業地、商業地などについて内容と所在地を記入する。

（3）景観の悪化

景観の悪化が見られる個所、懸念される個所について、乱開発、広告物、その他について内容と所在地を記入する。

（4）人的資源

景観や風景について活動している市民団体、NPO、アダプト活動団体、公民館活動の名称と所在地について記入する。

（5）景観計画のための基礎資料

景観形成に係る上位計画や関連計画について記入する。

（6）景観法を活用した取組み

景観行政団体となる意向、活用してみたい景観法制度メニューと助成制度について記入する。

（7）既存制度の問題点

景観モデル地区、背景保全地区、重要伝統的建築物群保存地区、町並み保存地区、ふるさと村を持つ市町村に対して、指定地区についての問題点を記入する。

3-2 市町村アンケート結果

(1) 景観資源

各市町村から、自然的景観は111箇所、都市的景観は47箇所、歴史的景観は38箇所の景観資源があげられた。

| | 種別 | 市町村数 | 個所数 |
|-------|-----------------|------|-----|
| 自然的景観 | 地形 | 19 | 35 |
| | 美しい森や里山 | 16 | 23 |
| | 自然的景観から見て重要な樹木 | 8 | 16 |
| | 棚田など田園風景 | 10 | 11 |
| | 河川、港、海岸等 | 10 | 17 |
| | その他 | 5 | 9 |
| | 計 | | 111 |
| 都市的景観 | 街なみ景観から見て重要な建造物 | 5 | 5 |
| | 街なみ景観から見て重要な樹木 | 2 | 2 |
| | 景観に優れた公園とその周辺 | 12 | 15 |
| | 道路・街路・広域農道 | 5 | 8 |
| | 橋梁・トンネル | 3 | 3 |
| | 優れた住宅地等 | 3 | 3 |
| | 商業地等 | 4 | 4 |
| | 工業団地等 | 4 | 4 |
| | その他 | 3 | 3 |
| 計 | | 47 | |
| 歴史的景観 | 歴史や郷土を感じさせる建造物 | 12 | 16 |
| | 歴史的街なみ | 9 | 15 |
| | 歴史的景観を醸し出す土木構造物 | 4 | 4 |
| | その他 | 2 | 3 |
| 計 | | 38 | |

(2) 新たな景観形成

駅や駅前広場、駅前通り、役場など市町村の顔となる公共的空間、住宅団地、生活道路、公園の整備など29箇所において新たな景観形成が考えられている。

| 種別 | 市町村数 | 個所数 |
|--------------------|------|-----|
| 公共建築物等 | 3 | 5 |
| 都市公園等 | 3 | 3 |
| 駅前広場やメインストリート、町並み等 | 7 | 8 |
| 道路・街路・広域農道 | 4 | 5 |
| 橋梁・トンネル | 0 | 0 |
| 民間建築物等 | 0 | 0 |
| 住宅地等 | 2 | 6 |
| 商業地等 | 1 | 1 |
| 工業団地等 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 1 |
| 計 | | 29 |

(3) 景観の悪化

別荘地やミニ宅地開発による無秩序な開発行為、残土埋立て、ごみの不法投棄などに対して景観の悪化が指摘されている。また、落書きによる景観の悪化、空家の増加による家屋の荒廃が景観の悪化となっている。

| 種別 | 市町村数 | 個所数 |
|-------------|------|-----|
| 乱開発等 | 3 | 4 |
| 看板・屋外広告物の乱立 | 2 | 2 |
| 落書き | 4 | 4 |
| その他 | 5 | 7 |
| 計 | | 17 |

(4) 人的資源

多くの市町村においてアダプト活動団体をはじめ市民団体、NPO等の住民運動は盛んで32団体がある。

| 種別 | 市町村数 | 団体数 |
|----------|------|-----|
| 市民団体 | 4 | 4 |
| NPO等 | 2 | 4 |
| アダプト活動団体 | 12 | 20 |
| 公民館活動 | 2 | 2 |
| その他 | 2 | 2 |
| 計 | | 32 |

(5) 景観計画のための基礎資料

市町村合併後であるため、総合計画などの上位計画を作成中の市町村が多いため、上位計画や関連計画をあげた市町村は少ない。

| | 種別 | 市町村数 |
|--------|-------------|------|
| 上位計画 | 総合計画（基本構想） | 13 |
| | 総合計画（基本計画） | 15 |
| | 土地利用計画 | 4 |
| | 都市計画マスタープラン | 8 |
| | 農業振興基本計画 | 8 |
| | その他 | 3 |
| 関連する計画 | 観光振興計画 | 2 |
| | その他 | 3 |

(6) 景観法を活用した取組み

6市町村（赤磐市、総社市、早島町、井原市、津山市、真庭市）において、景観行政団体となる意向を示している。

活用したい景観法関連の制度として、次の事項があげられている。

景観形成のための建築物等のゆるやかな規制誘導（総社市、早島町、井原市、津山市、真庭市）

景観重要公共施設の整備（総社市、早島町、井原市、真庭市、新庄村）

電線共同溝（津山市、新庄村、美作市）

景観重要建造物・樹木の指定（赤磐市、早島町、津山市、真庭市）

景観農業振興整備計画（美咲町）、景観地区（津山市、真庭市、美作市）、準景観地区（赤磐市）、

景観協議会（早島町、津山市、真庭市）、景観協定（美作市）

活用してみたい助成制度として、以下の事項があげられている。

景観形成事業推進費（赤磐市、井原市、美咲町、真庭市、美作市）

まちづくり交付金（総社市、早島町、津山市、真庭市、新庄村、美作市）

一方、景観計画を策定しない理由として、人員・予算などの受け入れ態勢を11市町村住民ニーズがないを5市町村があげている。

（7）既存制度の問題点

下記9地区について問題点があげられた。

高梁景観モデル地区

基本的に景観形成基準に配慮した行為が実行されているが、勾配屋根について、依頼や事前指導に応じない事例もある。

吉備高原都市景観モデル地区

大きな問題はなく、継続的に景観形成を進める。

渋川・王子が岳景観モデル地区

海水浴場の入込客数が減少し、地区全体の入込客数も減少している。国立公園第二種特別地域であり、保安林であるため、樹木の伐採に許可が必要なため山頂からの眺望を妨げている。

閑谷背景保全地区

現状で問題はない

真鍋島ふるさと村

災害復旧工事を行っているが、昔ながらの石積みでの復旧は困難であり、コンクリートブロック等での復旧となってしまう。

円城ふるさと村

財政状況の悪化による「町並み保存施策」を廃止したことと、高齢化により歴史的な町並みの保全が困難になってきている。

城東町並み保存地区

旧出雲街道沿道の家屋に対し改修時の補助を行い、270軒のうち27%が(補助を得て)改修を行ったが、近年、改修する建築物が減少している。これは、地域住民の高齢化と旧市街地の定住人口減少によるものと思われる。空家状態の建物も多く見られる。条例等の制限をかけずに補助を行ってきたため、新たに条例等による規制誘導を行うことは慎重になる。

一方、観光面では観光客が増加しつつあるので、魅力ある滞在施設、観光サービス施設の整備が必要である。また、住民のまちづくりに対する意識は高く、まちづくり協議会などによるイベント、マップづくり、公共施設の管理なども行われている。

矢掛町並み保存地区

町外への転出等による空家化が進み、保存が困難になってきている。

新庄町並み保存地区

保存地区役員(世話人)の高齢化と空家の増加